

改正後	現行
<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について</p> <p>生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>第556号告示</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、<u>利用定員及び所要時間</u>に応じた報酬単価を算定することとする。</p> <p><u>所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。</u></p>	<p>算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第5の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(6) 生活介護サービス費</p> <p>① 生活介護の対象者について</p> <p>生活介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 50歳未満の利用者である場合 区分3(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分4)以上</p> <p>(二) 50歳以上の利用者である場合 区分2(施設入所支援を併せて受ける者)にあつては区分3)以上</p> <p>(三) <u>厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号(以下「第556号告示」という。))</u>第2号から第5号までのいずれかに該当する者)であつて、(一)及び(二)以外の者</p> <p>② 生活介護サービス費について</p> <p>(一) 生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分<u>及び</u>利用定員に応じた報酬単価を算定することとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。</u></p> <p><u>なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。</u></p> <p><u>また、所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次に留意すること。</u></p> <p><u>ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>イ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路(片道)と復路(片道)の送迎に要する時間の合計である。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、</u></p>	

改正後	現行
<p><u>障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。</u></p> <p><u>エ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。</u></p> <p><u>オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。</u></p> <p><u>（二）報酬告示第6の1の注1の3については、主として重症心身障害者を通わせる当該多機能型生活介護事業所に重症心身障害者以外が利用している場合、当該利用者についても報酬告示第6の</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>1のイの(1)又は(2)の区分で報酬を算定する。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の1の注1の4については、指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 共生型生活介護サービス費について</u>  共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)  指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(三) 共生型生活介護サービス費について</u>  共生型生活介護の指定を受けた共生型生活介護事業所が共生型生活介護を提供した場合には、共生型生活介護サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。</p> <p>ア 対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等、第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等又は第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>イ 共生型生活介護サービス費の区分について</p> <p>(i) 共生型生活介護サービス費(I)  指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所又は第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等が行う共生型生活介護</p> <p>(ii) 共生型生活介護サービス費(II)  指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型生活介</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="376 225 405 252">護</p> <p data-bbox="288 269 1122 395"><u>(五) 共生型生活介護サービス費又は基準該当生活介護サービス費における</u>営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p data-bbox="320 416 1122 539">運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="320 560 1122 635">ア ここという「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p data-bbox="320 655 1122 927">イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p data-bbox="320 948 1122 1166">ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p data-bbox="288 1187 1122 1310"><u>(六)</u> 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p data-bbox="344 1331 1122 1358">利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全</p>	<p data-bbox="1346 225 1375 252">護</p> <p data-bbox="1258 269 2092 344"><u>(三)</u> 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p data-bbox="1290 416 2092 539">運営規程に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1290 560 2092 635">ア ここという「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p data-bbox="1290 655 2092 927">イ 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p data-bbox="1290 948 2092 1166">ウ 算定される単位数は、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p data-bbox="1258 1187 2092 1310"><u>(四)</u> 利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p data-bbox="1314 1331 2092 1358">利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全</p>

改正後	現 行
<p>体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここという「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により 5 時間未満の利用となった利用者を除く。</p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p><b>(七)</b> <b>(五)</b>及び<b>(六)</b>の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて <b>(五)</b>及び<b>(六)</b>の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</p> <p><b>(八)</b> <b>注 6</b> 中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限られるものであること。</p> <p><b>(九)</b> 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状</p>	<p>体の 100 分の 50 以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここという「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が 5 時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により 5 時間未満の利用となった利用者を除く。</p> <p>ウ 算定される単位数は、所定単位数の 100 分の 70 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p><b>(五)</b> <b>(三)</b>及び<b>(四)</b>の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて <b>(三)</b>及び<b>(四)</b>の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。</p> <p><b>(六)</b> <b>注 7</b> 中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあつては、当該単位ごとの定員が 81 人以上のものに限られるものであること。</p> <p><b>(七)</b> 医師が配置されていない場合の減算について 指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状</p>

改正後	現 行
<p>態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあつては所定単位数を減算するものであること。</p> <p><u>(注)</u> 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</p> <p>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>③ 人員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(Ⅰ)から<u>(Ⅳ)</u>までについては、次のア、イ、ウ、<u>エ</u>ごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。<u>なお、生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数(利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定してい</u></p>	<p>態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあつては所定単位数を減算するものであること。</p> <p><u>(注)</u> 共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について</p> <p>サービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。</p> <p>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>③ 人員配置体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の2の人員配置体制加算(Ⅰ)から<u>(Ⅲ)</u>までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。</p>

改正後	現 行
<p><u>る利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に3分の4を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。（前年度の平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2以下を切り上げるものとする。）</u></p> <p><u>ア 人員配置体制加算（I）</u></p> <p><u>（i）指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</u></li> </ul> <p><u>なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u></li> </ul> <p><u>（ii）指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</u></p> <p><u>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>（iii）共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p>・ <u>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</u></p> <p>・ <u>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>イ</u> 人員配置体制加算(II)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</li> </ul> <p><u>(削る)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7</p>	<p><u>ア</u> 人員配置体制加算(I)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</li> </ul> <p><u>なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7</p>

改正後	現行
<p>で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</li> <li>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p><b>ウ</b> 人員配置体制加算(III)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。</li> <li>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p>	<p>で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数<u>及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)</u>の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。</li> <li>常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p><b>イ</b> 人員配置体制加算(II)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所において生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。</li> <li>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p>(ii) 指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合</p> <p>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上であること。</p> <p>(iii) 共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合</p>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。</li> <li>・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p><b>エ</b> 人員配置体制加算(IV)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(第556号告示第2号から第4号までに該当する者を除く。)につき算定することとする。</p> <p>(三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。</li> <li>・ 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上であること。</li> </ul> <p><b>ウ</b> 人員配置体制加算(III)</p> <p>(i) 指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ii) 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合 常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員(厚生労働大臣が定める者(第556号告示)は除く。)につき算定することとする。</p> <p>(三) 新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用するが、<u>指定生活介護等においては、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を算定することができる。</u></p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算については、<u>常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとする。</u></p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>報酬告示第6の3の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑤ 常勤看護職員等配置加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の3の2の常勤看護職員等配置加算<u>（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）</u>については、<u>次のア、イ又はウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。</u></p> <p>なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。</p> <p><u>ア 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合</u></p> <p><u>イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</u></p> <p><u>ウ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）</u></p> <p><u>常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする</u></p>

改正後	現行
<p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注<u>1及び2</u>中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の<u>100分の50又は</u>100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知</p>	<p><u>状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合</u></p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の4の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>(二) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必</p>

改正後	現行
<p>的障害である必要はない。</p> <p>また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に <u>100分の50又は</u>100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を <u>40又は</u>50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p><u>⑦ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 研修の要件</u> <u>地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発 0219 第1号・障精発 0219 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)に基づき都道府県が実施す</u></p>	<p>要はない。</p> <p>また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</p> <p>(三) 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>る研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。</u></p> <p><u>イ 高次脳機能障害者の確認方法について</u>  <u>加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。</u></p> <p><u>(7) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</u>  <u>(イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</u>  <u>(ウ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）</u></p> <p><u>ウ 届出等</u>  <u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u>  <u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>(二) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。</u></p> <p><u>⑧ 初期加算の取扱いについて</u>  <u>(一) 報酬告示第 6 の 5 の初期加算については、サービスの利用の初</u></p>	<p><u>⑦ 初期加算の取扱いについて</u>  <u>(一) 報酬告示第 6 の 5 の初期加算については、サービスの利用の初</u></p>

改正後	現 行
<p>期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあつては、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30 日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。</p>	<p>期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から 30 日の間、加算するものであること。なお、この場合の「30 日の間」とは、暦日で 30 日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30 日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあつては、この加算の対象としない。</p> <p>(二) 指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係</p> <p>初期加算は、利用者が過去 3 月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を 30 日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。</p> <p>(三) 30 日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。</p>

改正後	現 行
<p>四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。</p> <p>⑨ 訪問支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p>	<p>四 旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。</p> <p>⑧ 訪問支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の6の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p>

改正後	現行
<p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑪ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び第6の3の2の常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。</p>	<p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第6の7の2のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、報酬告示第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び第6の3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。</p>

改正後	現行
<p><u>なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。</u></p> <p>(二) <u>報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分6に該当し、かつ、第548号告示の別表第2に掲げる行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。</u></p> <p><u>イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。</u></p> <p><u>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員</u></p>	<p>(二) <u>報酬告示第6の7の2の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下⑩において「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。</u></p> <p><u>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者(以下⑩において「基礎研修修了者」という。)を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。</u></p> <p><u>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</u></p> <p><u>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事する必要がある</u></p>

改正後	現行
<p><u>の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。</u></p> <p><u>オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。</u></p> <p><u>カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。</u></p> <p><u>キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和7年3月31日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。</u></p> <p><u>(7) 利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。</u></p> <p><u>(イ) (7)の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として4時間程度は従事すること。</u></p> <p><u>(三) 報酬告示第6の7の2の注3及び注7については、中核的人材</u></p>	<p><u>ることに留意すること。</u></p> <p><u>なお、報酬告示第6の7の2の注1中「厚生労働大臣が定める施設基準」第2号のホの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この④において「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしております、かつ、区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算することとしている。</u></p> <p><u>この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、この中核的人材については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。</u></p> <p><u>④ 報酬告示第6の7の2の注4及び注5については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに<u>所定単位</u>を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p> <p><u>なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とする。</u></p>	<p><u>③ 重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに<u>500単位</u>を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。</u></p>